

*** 行政処分歴・累積違反点数と行政処分 ・ 免許取消処分と欠落期間**

点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～
0回								30 日	60 日	90 日	取消 1 年 (3)									取消 2 年 (4)	取消 3 年 (5)	取消 5 年 (7)			
1回				60 日		90 日	120 日	取消 1 年 (3)													取消 2 年 (4)	取消 3 年 (5)	取消 5 年 (7)		
2回	90 日	120 日	150 日	取消 1 年 (3)											取消 2 年 (4)					取消 3 年 (5)	取消 5 年 (7)				
3回	120 日	150 日	取消 1 年 (3)					取消 2 年 (4)									取消 3 年 (5)	取消 5 年 (7)							
4回	150 日	180 日	取消 1 年 (3)					取消 2 年 (4)									取消 3 年 (5)	取消 5 年 (7)							

・ 免許取消処分と欠格期間

過去 3 年以内の運転免許の停止などの回数	免許の停止	免許の取消し			
		欠格期間 1 年 免許取消歴等 有者は 3 年	欠格期間 2 年 免許取消歴等 有者は 4 年	欠格期間 3 年 免許取消歴等 有者は 5 年	欠格期間 5 年 免許取消歴等 有者は 7 年
0 回	6 点～14 点	15 点～24 点	25 点～34 点	35 点以上	45 点以上
1 回	4 点～9 点	10 点～19 点	20 点～29 点	30 点以上	40 点以上
2 回	2 点～4 点	5 点～14 点	15 点～24 点	25 点以上	35 点以上
3 回以上	2 点又は 3 点	4 点～9 点	10 点～19 点	20 点以上	30 点以上

欠格期間とは免許の試験を受けることのできない期間をいいます。（ただし仮免許を除きます。）

免許取消歴保有者とは過去に違反行為、重大違反そののかし等又は道路外致死傷を理由として免許の取消・拒否・事後取消し又は 6 か月を超える期間の自動車等の運転禁止を受けた場合をいいます。